

県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程 新旧対照表

改正（平成25年4月）	現行（平成22年4月）	備考
<p style="text-align: center;">県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程</p> <p>（趣旨） 第1条 この規程は、<u>県土マネジメント部土木工事成績評定要領（平成2年4月1日付け技第6号）</u>により評定した結果（以下「<u>評定点</u>」という。）の通知に関する事項を定める。</p> <p>（対象工事） 第2条 評定点の通知の対象とする工事は、<u>県土マネジメント部土木工事成績評定要領第2条に規定する工事（以下「対象工事」という。）</u>とする。</p> <p>（評定点の通知） 第3条 本庁検査にあつては、技術管理課長は、評定者から<u>県土マネジメント部長</u>へ評定書等の提出がなされた後、対象工事の<u>受注者</u>に評定点を速やかに別記様式1により通知するものとする。<u>ただし、自然災害発生時において、災害協定に基づき随意契約した工事並びに緊急維持業者及び特定業者と随意契約した工事（以下「応急工事」という。）については、別記様式2により通知するものとする。</u></p> <p>2 機関検査にあつては、<u>出先機関の長</u>は、評定者から<u>出先機関の長</u>へ評定書等の提出がなされた後、対象工事の<u>受注者</u>に評定点を速やかに別記様式1により通知するものとする。<u>ただし、応急工事については、別記様式2により通知するものとする。</u></p> <p>（説明請求） 第4条 <u>前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して15日（奈良県の休日等を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する休日を含む。）以内に別記様式3により、技術管理課長又は出先機関の長に評定点について説明を求めることができるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">土木部土木工事成績評定の通知に関する規程</p> <p>（目的） 第1条 本規程は、「<u>土木部土木工事成績評定要領</u>」により評定した結果の通知に関する事項を定める。</p> <p>（対象工事） 第2条 工事成績評定点の通知の対象とする工事は、「<u>土木部土木工事成績評定要領</u>」により評定した1件の<u>当初設計金額500万円以上の土木工事（以下「対象工事」という。）</u>とする。</p> <p>（評定点の通知） 第3条 本庁検査にあつては、技術管理課長は、評定者から<u>土木部長</u>へ評定書等の提出がなされた後、対象工事の<u>請負者</u>に評定点を速やかに別記様式第1により通知するものとする。</p> <p>2 機関検査にあつては、機関の長は、評定者から<u>機関の長</u>へ評定書等の提出がなされた後、対象工事の<u>請負者</u>に評定点を速やかに別記様式第1により通知するものとする。</p> <p>（説明請求） 第4条 <u>第3条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して15日以内に書面により、技術管理課長または機関の長に評定点について説明を求めることができるものとする。</u></p>	<p>成績評定対象金額の変更</p> <p>応急工事の成績評定点通知書の追記</p>

県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程 新旧対照表

改正（平成25年4月）	現行（平成22年4月）	備考
<p>(説明請求に対する回答)</p> <p>第5条 技術管理課長又は出先機関の長は、前条に規定する説明を求められた場合、速やかに別記様式4により回答するものとする。</p> <p>2 技術管理課長又は出先機関の長は、前項の回答をする場合においては、本庁契約の工事にあつては県土マネジメント部建設工事成績評定評価委員会設置要領（平成25年3月29日付け技第274号の7）、機関契約の工事にあつては県土マネジメント部出先機関建設工事成績評定評価委員会設置要領（平成25年3月29日付け技第274号の7）に基づき、それぞれ設置された委員会での審議を経るものとする。</p> <p>(過去の工事の評定点の請求等)</p> <p>第6条 対象工事の受注者は、本庁検査にあつては技術管理課長、機関検査にあつては当該出先機関長に対し、過去の工事に係る評定点の通知を別記様式5により求めることができるものとする。</p> <p>2 技術管理課長又は出先機関の長は、前項の規定による請求を受けた場合においては、速やかに別記様式6により評定点を通知するものとする。ただし、当該対象工事の土木工事検査(成績評定)書が所定の文書保存期間を経過している場合等においては、その旨を通知するものとする。</p> <p>附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>(説明請求に対する回答)</p> <p>第5条 技術管理課長または機関の長は、評定点の通知を受けた請負者から評定点について説明を求められた場合、速やかに別記様式第2により回答するものとする。</p> <p>2 技術管理課長または機関の長は、前項の回答をする場合、必要に応じて建設工事成績評定委員会に意見を求めることができる。</p> <p>附則 この規程は、平成22年4月1日以降に検査を実施する工事から適用する。</p>	<p>統合のため追記</p>

県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程 新旧対照表

改正（平成25年4月）	現行（平成22年4月）	備考
<p>(県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程に統合のため廃止する。)</p>	<p style="text-align: center;">土木部建設工事成績評定の請求に関する規程</p> <p>第1条 この規程は、奈良県土木部が発注する土木工事に係る工事竣工検査(成績評定)書の評定の請求に関する事項を定めることにより、土木工事の適正かつ能率的な施工を確保し、公平性と技術水準の向上に資するとともに、その品質の確保を図ることを目的とする。</p> <p>第2条 成績評定点の請求の対象となる工事は、奈良県土木部が発注する工事で当初設計額が一件500万円以上のもの(以下「対象工事」という。)とする。</p> <p>第3条 土木部長又は土木部出先機関の長は、対象工事の請負者(以下「請求者」という。)から工事成績について書面(様式1)により請求があったときは、請求者に対して、当該工事に係る成績評定点合計を書面(様式2)により速やかに通知するものとする。</p> <p>第4条 請求者は、前第3条による通知を受けた成績評定点合計に疑義がある場合は、通知を受けた日から起算して15日以内(休日を含む。)に、土木部長又は出先機関長に対し、疑義申し立てを書面(様式3)により求めることができる。</p> <p>第5条 請求者より、疑義申し立てがあったときは、建設工事成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)に諮り、本課執行工事の場合においては別紙1の土木部建設工事成績評定評価委員会設置要綱、出先機関執行工事の場合においては別紙2の土木部出先機関建設工事成績評定評価委員会設置要綱に基づきそれぞれ設置された委員会で審議するものとする。</p> <p>第6条 土木部長又は土木部出先機関の長は、前第5条により審査した結果を、書面(様式4)により速やかに回答するものとする。</p>	<p>廃止</p>

県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程 新旧対照表

改正（平成25年4月）	現行（平成22年4月）	備考
<p>（県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程に統合のため廃止する。）</p>	<p>附 則 この規定は、平成9年7月1日から適用する。 この一部改正による規程は、平成10年4月1日から適用する。 この一部改正による規程は、平成11年4月1日から適用する。 この一部改正による規程は、平成12年11月1日から適用する。 この一部改正による規程は、平成15年4月1日から適用する。 この一部改正による規程は、平成22年4月1日から適用する。</p>	<p>廃止</p>

県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程 新旧対照表

改正（平成25年4月）	現行（平成22年4月）	備考
<p><u>県土マネジメント部建設工事成績評定評価委員会設置要領</u></p> <p>(設置) 第1条 <u>奈良県県土マネジメント部の土木工事及び建築工事の成績評定に関する事項を審議するため、県土マネジメント部建設工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p> <p>(所掌事務) 第2条 <u>委員会は、次に掲げる事項について審議する。</u> (1) <u>土木工事及び建築工事の成績評定の公平性及び客観性に関する全般的な事項</u> (2) <u>県土マネジメント部土木工事検査要領（平成2年4月1日付け技第5号）第2条第5号に規定する本庁検査又は県土マネジメント部建築工事検査要領（平成2年4月1日付け技第5号）第4条第1項第1号に規定する技術管理課検査（以下「本庁検査等」という。）による工事竣工検査（成績評定）書の評定に関し、受注者からの説明の請求があった場合の対応に関すること。</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、本庁検査等に関する県土マネジメント部土木工事成績評定要領（平成2年4月1日付け技第6号）及び県土マネジメント部建築工事成績評定要領（平成8年12月18日付け技第69号）の運用に関すること。</u></p> <p>(組織) 第3条 <u>委員会は、次に掲げる委員で組織する。</u> (1) <u>県土マネジメント部次長（技術担当）</u> (2) <u>まちづくり推進局次長</u> (3) <u>県土マネジメント部次長（総務担当）</u> (4) <u>県土マネジメント部企画管理室長</u> (5) <u>技術管理課長</u> (6) <u>公共工事契約課長</u> (7) <u>事業を担当する課の長</u> (8) <u>前各号に掲げる者のほか、関係する課の長のうち、委員長が必要と認めるもの</u></p>	<p>(別紙1) <u>土木部建設工事成績評定評価委員会設置要綱</u></p> <p>(趣旨) 第1条 <u>この要綱は、奈良県土木部に設置する建設工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定める。</u></p> <p>(委員会の事務) 第2条 <u>委員会は、「土木部土木工事成績評定要領」及び「土木部建築工事評定要領」等に基づく工事竣工検査（成績評定）書等の評定について、次の事項を審議する。</u> (1) <u>工事成績評価評定の公平性・客観性に関する事項</u> (2) <u>本庁検査にかかる評定点についての請負者からの説明請求への対応に関する事項</u> (3) <u>その他、工事成績評定要領の運用に関すること</u></p> <p>(委員会の委員及び組織) 第3条 <u>委員会は、次の者で構成する。</u> (1) <u>土木部次長（技術担当）</u> (2) <u>まちづくり推進局次長</u> (3) <u>土木部次長（総務担当）</u> (4) <u>総務室長、技術管理課長、公共工事契約課長</u> (5) <u>道路建設課長、河川課長 …… 土木工事の場合</u> <u>住宅課長、営繕課長 …… 建築工事の場合</u> (6) <u>関係課長 …… 該当工事の担当課</u></p>	

県土マネジメント部土木事績評価の通知に関する規程 新旧対照表

改正（平成25年4月）	現行（平成22年4月）	備考
<p>2 委員長は、<u>県土マネジメント部次長(技術担当)をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</u></p> <p>4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 委員会の会議は、<u>第2条第2号の説明の請求があった場合その他委員長が必要と認める場合に、委員長が招集する。</u></p> <p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第5条 委員長は、必要があると認めるときは、<u>会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>県土マネジメント部技術管理課において処理する。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この要領は、平成25年4月1日から施行する。</u></p>	<p>2 委員長は、<u>土木部次長(技術担当)とする。</u></p> <p>3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(委員会の招集)</p> <p>第4条 委員会は、<u>委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する。</u></p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、<u>委員以外の者の出席を求めることができる。</u></p> <p>(委員会の庶務)</p> <p>第5条 委員会の庶務は、<u>技術管理課が行う。</u></p>	

県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程 新旧対照表

改正（平成25年4月）	現行（平成22年4月）	備考
<p>県土マネジメント部出先機関建設工事成績評定評価委員会設置要領</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 奈良県県土マネジメント部出先機関の土木工事及び建築工事の成績評定に関する事項を審議するため、県土マネジメント部出先機関建設工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を別表の左欄に掲げる出先機関に設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 県土マネジメント部土木工事検査要領（平成2年4月1日付け技第5号）第2条第8号に規定する機関検査又は県土マネジメント部建築工事検査要領（平成2年4月1日付け技第5号）第4条第2号の規定による検査（以下「機関検査等」という。）による工事竣工検査（成績評定）書の評定に関し、受注者からの説明の請求があった場合の対応に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、機関検査等に関する県土マネジメント部土木工事成績評定要領（平成2年4月1日付け技第6号）及び県土マネジメント部建築工事成績評定要領（平成8年12月18日付け技第69号）の運用に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、別表の左欄に掲げる出先機関の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる委員で組織する。</p> <p>2 委員長は、所長又は館長をもって充てる。</p> <p>3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。</p>	<p>(別紙2)</p> <p>土木部出先機関建設工事成績評定評価委員会設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、奈良県土木部の出先機関に設置する建設工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定める。</p> <p>(委員会の事務)</p> <p>第2 委員会は、土木部土木工事成績評定要領及び土木部建築工事評定要領に基づく工事竣工検査（成績評定）書の評定について、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 工事成績評価評定の公平性・客観性に関する事項</p> <p>(2) 機関検査にかかる評定点についての請負者からの説明請求への対応に関する事項</p> <p>(3) その他、土木部建設工事成績評定要領の運用に係る事項</p> <p>(委員会の委員及び組織)</p> <p>第3 委員会は、次の者で構成する。</p> <p>(1) 所長</p> <p>(2) 次長（技術担当）又は主幹</p> <p>(3) 庶務又は総務課長</p> <p>(4) 計画調整課長又は担当課長</p> <p>2 委員長は、所長とする。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。</p>	

県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程 新旧対照表

改正（平成25年4月）	現行（平成22年4月）	備考
<p>(会議)</p> <p>第4条 委員会の会議は、第2条第1号の説明の請求があった場合その他委員長が必要と認める場合に、委員長が招集する。 (委員以外の者の出席)</p> <p>第5条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。 (庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、当該出先機関の庶務を担当する課において処理する。 (報告)</p> <p>第7条 委員長は、委員会の会議の結果を、速やかに技術管理課長に報告するものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>(委員会の招集)</p> <p>第4 委員会は、委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する。</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。 (委員会の庶務)</p> <p>第5 委員会の庶務は、庶務課が行う。</p>	

県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程 新旧対照表

改正（平成25年4月）	現行（平成22年4月）	備考																								
<p>別表（第1条、第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="159 488 958 991"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 488 555 525">出先機関</th> <th data-bbox="555 488 958 525">委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 525 555 561">奈良県奈良土木事務所</td> <td data-bbox="555 525 958 561"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 561 555 598">奈良県郡山土木事務所</td> <td data-bbox="555 561 958 598">ア 所長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 598 555 635">奈良県高田土木事務所</td> <td data-bbox="555 598 958 635">イ 次長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 635 555 671">奈良県桜井土木事務所</td> <td data-bbox="555 635 958 671">ウ 主幹</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 671 555 708">奈良県宇陀土木事務所</td> <td data-bbox="555 671 958 708">エ 庶務課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 708 555 745">奈良県吉野土木事務所</td> <td data-bbox="555 708 958 745">オ 計画調整課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 745 555 782">奈良県五条土木事務所</td> <td data-bbox="555 745 958 782">カ 事業を担当する課の長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 782 555 882" rowspan="3">奈良県流域下水道センター</td> <td data-bbox="555 782 958 818">ア 所長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 818 958 855">イ 総務課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 855 958 882">ウ 業務課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 882 555 991" rowspan="3">馬見丘陵公園館</td> <td data-bbox="555 882 958 919">ア 館長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 919 958 956">イ 副館長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 956 958 991">ウ 花いっぱい推進課長</td> </tr> </tbody> </table>	出先機関	委員	奈良県奈良土木事務所		奈良県郡山土木事務所	ア 所長	奈良県高田土木事務所	イ 次長	奈良県桜井土木事務所	ウ 主幹	奈良県宇陀土木事務所	エ 庶務課長	奈良県吉野土木事務所	オ 計画調整課長	奈良県五条土木事務所	カ 事業を担当する課の長	奈良県流域下水道センター	ア 所長	イ 総務課長	ウ 業務課長	馬見丘陵公園館	ア 館長	イ 副館長	ウ 花いっぱい推進課長		
出先機関	委員																									
奈良県奈良土木事務所																										
奈良県郡山土木事務所	ア 所長																									
奈良県高田土木事務所	イ 次長																									
奈良県桜井土木事務所	ウ 主幹																									
奈良県宇陀土木事務所	エ 庶務課長																									
奈良県吉野土木事務所	オ 計画調整課長																									
奈良県五条土木事務所	カ 事業を担当する課の長																									
奈良県流域下水道センター	ア 所長																									
	イ 総務課長																									
	ウ 業務課長																									
馬見丘陵公園館	ア 館長																									
	イ 副館長																									
	ウ 花いっぱい推進課長																									

県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程 新旧対照表

改正（平成25年4月）	現行（平成22年4月）	備考
<p>（県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程に統合のため廃止する。）</p>		<p>廃止</p>

県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程 新旧対照表

改正（平成25年4月）	現行（平成22年4月）	備考
<p>（県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程に統合のため廃止する。）</p>		<p>廃止</p>

県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程 新旧対照表

改正（平成25年4月）	現行（平成22年4月）	備考
<p>（県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程に統合のため廃止する。）</p>		<p>廃止</p>

県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程 新旧対照表

改正（平成25年4月）	現行（平成22年4月）	備考
<p>（県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程に統合のため廃止する。）</p>		<p>廃止</p>

県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程 新旧対照表

改正（平成25年4月）	現行（平成22年4月）	備考